

気候変動適応関東広域協議会事務局
(関東地方環境事務所環境対策課)

分科会の設置について

1 分科会の位置づけについて

- ・分科会の位置づけに関して、気候変動適応法に定義されているものではなく、気候変動適応関東広域協議会設置要綱の第5条において、「協議会には、必要に応じ分科会等を設けることができる。」によるものです。
- ・したがって、分科会の設置に関しては設置の有無も含めて、構成員の協議によりテーマ等を検討するものです。

2 アンケート結果の整理

- ・これまでの議論において、気候変動適応に関する課題が多様なことや、構成員の属性に応じた議論が必要なのではないかとのご意見により、「当面の協議事項に関するアンケート」（参考1：再掲）において、そのテーマを伺ったものです。以下にアンケート結果より主な結果を抜粋します。

(ア) 取り扱いテーマ

- ・熱中症対策普及啓発
- ・流域治水対策
- ・自治体を対象とした適応計画策定支援
- ・地域気候変動適応センターの情報交換・連絡会として活用

(イ) 自由記述より

- ・具体的な取組に関する検討については、各分野（各部局）において通常業務の中で検討が進められている。関東広域協議会の中で分科会を設置して検討をするよりも、所管の各省庁のリーダーシップにより、通常の業務の中で検討してもらえばよい。（各分野の担当者を、環境の業務の土俵に乗せるのは難しい面が多い。）
- ・「地域の関係者連携によるプロジェクト等の推進」とは、気候変動適応法にどのように位置付けられているものなのか、地方公共団体が主体的に担う役割なのか、疑問がある。広域協議会として、国主導で地方自治体とともにプロジェクトを行う様な仕組みにしてもらいたい。

- まずは、関東地域として広域的に対応すべき適応策と実施のあり方を整理する必要があると考えます。
- 例示されているプロジェクトの推進には庁内の他部署の協力が不可欠となる。上記4の選択肢3の検討を行い、協議会として必要性等を議論してからプロジェクトの設置を検討すべきと考えます。

3 分科会の設置について

- 上記の結果を踏まえて、分科会設置の有無をテーマとともに、構成員の皆様にご議論いただきたい。
- 設置する場合には、具体的なテーマ、メンバー、分科会幹事、立上げ時期（今年度か次年度以降か）、今年度設置の場合には第3回協議会（来年2月予定）までの開催スケジュール等をご議論いただきたい。（⇒4. 分科会実施のイメージ参照）
- なお、分科会設置の場合に、分科会の実施に関する会場費や資料印刷費等につきましては、今年度のコンソーシアム事業の中で確保されております。（次年度以降に関しましては未定）

4 分科会開催のイメージ

- 今回（第2回協議会）から、次回（第3回協議会：令和2年2月開催予定）までの間の分科会開催のイメージ（仮）を参考までに以下に示します。

	2019 7月 8月 9月 10月 11月 12月	2020 1月 2月
協議会	7/26 (第2回協議会)	中旬 (第3回協議会)
分科会	(仮に2回開催) ①	② 協議会へ報告↑
コンソ	8/22 勉強会	11月 セミナー
国環研	8/29-30 自治体研修会	11/22 自治体意見交換会

以上